

中国において商品名称、包装およびデザインを使用する際の注意点



天達共和法律事務所

龚建华

天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。龚建华氏は弁護士・弁理士であり、知財業務全般に対応。専門技術分野は化学全般。

■著名商品の認定

中国市場で一定の著名度があり、関連する公衆に知られている商品は、「著名商品」と見なされる。著名商品の認定にあたっては、当該商品の販売期間、販売地域、販売額および販売対象顧客を考慮すべきである。あらゆる宣伝の期間、宣伝の程度および宣伝の地理的範囲について著名商品は保護されるとの要素を踏まえて総合的に判断すれば、原告である著名商品保有者は、その商品の市場における著名度について立証責任を負っている。

■特有の名称、包装、デザインの認定

商品の出所を識別する顕著な特徴を持つ商品名称、包装、デザインは、「特有名称、包装、デザイン」として認定される。営業場所の装飾、販売に使用する道具の様式、販売員の服装など独特の総合的な販売イメージもまた、「デザイン」として認定できる。ただし、以下の状況に該当する場合には、著名商品の「特有名称、包装、デザイン」と認定されない。

- (1) その商品の一般名称、一般形状、品番のみから構成されるもの
- (2) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量およびその他の特徴を表現したにすぎないもの
- (3) 商品自体の性質によってのみ発生する形状で、当該商品の機能を確保するために不可欠な形状
- (4) 顕著な特徴に欠ける商品名称、包装、デザイン

(1)、(2)および(4)に規定する状況が使用の後に識別性を獲得した場合、「特有名称、包装、装飾・装丁」として認定することができる。

■不正競争行為を構成する要件

一般的に、著名商品の特有名称、包装、装飾・装丁を勝手に使用した場合における不正競争行為の構成要件には、以下が含まれる。

- (1)著名商品を模倣していること
- (2)その名称、包装またはデザインに顕著な特徴があり、商品の出所を識別できること
- (3)許諾なく使用し誤認を招いたこと

「使用」行為とは中国国内で商業目的に使用することである。この使用には、著名商品の特有名称、包装、デザインを商品、商品の包装および商品の取引文書への使用、または広告宣伝、展示会その他商業活動において使用することが含まれる。

関連する公衆に商品の出所について誤認を生じさせるに足りるとは、著名商品の事業者から許諾され使用している、または関連企業など特別な関係にあるというように誤認させる場合を含む。この場合、「他人の著名商品と混同させ、当該著名商品であるかのように購入者に誤認させた」と認定される。同一の商品に同一または視覚的に見てほぼ識別できない商品名称、包装、デザインを使用した場合には、他人の著名商品と混同するに足りると見なされるべきである。著名商品の特有名称、包装、デザインと同一または類似の関係にあることを認定する場合には、商標の同一または類似性を判断する際の原則と方法を参考にすることができる。

■例外となるケース

(1)著名商品には地域性がある。異なる地域で使用される同一または類似する著名商品の特有名称、包装、装飾・装丁について、後続の使用者が自らの使用は善意によるものであることを証明できれば、不正競争行為とはならない。したがって、

他の事業者が著名商品の出回る同一地域の範囲に進出したためにその商品の出所を混同させる事態となった場合、先行使用者は、後続の使用者に対し、商品の出所を識別できるその他の標示を付けるように求める権利を有する。

(2)不正競争防止法の立法趣旨は、市場における公平な競争を奨励し、事業者が他人ののれん（Goodwill）に不正に便乗することを禁じるとともに、事業者自らの著名度の向上に伴う他人の合法的な先行権利の制限を禁じることにある。したがって、当初の使用行為が不正競争に該当しない場合には、時間の経過とともに著名商品ではなかった商品が著名商品となったとしても、事業者が不正競争を口実にして他人による継続的な使用行為を制限することは許されない。

(3)著名商品特有の名称、包装、デザインの中に当該商品の通称、図形または品番が含まれ、または商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量およびその他の特徴が直接表示され、または地名を含む表示について、他人が客観的に商品を説明するためにこれら標示を正当に使用している場合には、不正競争行為とはならない。

(4)（著名）商品の名称、包装、デザインについて、それらが中国商標法第10条に規定される商標として使用してはならない標章である場合は不正競争防止法による保護は受けられない。具体的には以下の通りである

- (一)中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勳章と同一または類似したものおよび中央国家機関所在地の特定地名または標章性を有する建築物の名称もしくは図形と同一のもの
- (二)外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一または類似したもの。ただし当該国政府の承諾を得ている場合はこの限りではない
- (三)各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一または類似するもの、ただし同組織の承諾を得ているもの、または公衆に誤認を生じさせない場合はこの限りではない

- (四)管理の実施、保証の付与が明示された政府の標章、または検査印と同一または類似したもの：ただし、授権されている場合はこの限りではない
- (五)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一または類似したもの
- (六)民族差別の性格を帯びたもの
- (七)誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの
- (八)社会主義の道徳、風習を害し、またはその他悪影響を及ぼすもの

■不正競争行為の責任

不正競争により権利者に損害を与えた場合、侵害者は損害賠償責任を負う。損失が計算できない場合の賠償額は、侵害者が権利侵害期間に権利侵害によって獲得した利益と同額とする。侵害者はさらに、権利者が不正競争行為を調査するために要した合理的な費用についても支払い責任を負う。

■司法ルートによる解決

権利者が不正競争行為により損害を被った場合、裁判所に訴訟を提起することができる。裁判管轄は基本的に、被告の所在地にある中級人民法院となる。最高人民法院の承認があれば、基層人民法院も不正競争行為をめぐる訴訟（第一審）を受理することができる。

■留意点

中国における著名商標はその知名度によって、「馳名商標」、「著名商標」に分けられている。中国における「馳名商標」が日本における著名商標に相当し、中国における「著名商標」は一定地域（各省レベル）で著名性が認定されたものをいう。本稿での著名は日本（語）における著名を指す。

■参考情報

- ・中国不正競争防止法
- ・中国商標法 第10条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)